

○異常事態発生時における自動車の運行の安全確保に関する措置要綱

昭和45年6月24日

営業部長決定

改正 昭和50年3月31日

昭和53年9月1日

昭和56年3月2日

昭和57年3月31日

昭和61年6月5日

平成13年3月30日

平成14年3月29日

平成20年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、異常事態のため自動車の運行に障害を生じ、または障害を生ずるおそれのある場合において、運行の安全を確保するため運行管理者のとるべき措置および乗務職の講ずべき応急措置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「異常事態」とは、つぎにかかげる場合をいう。

- (1) 強風，豪雨，濃霧等気象の変化が著しいとき，およびこれにより土砂の崩壊，浸水等の危険をともなうとき。
- (2) 積雪，路面の凍結等のため，自動車の運行に障害を生ずるとき。
- (3) 道路が損壊し，または障害物のため自動車の運行に危険をともなうとき。
- (4) 暴力または暴力に類似する行為をもつて自動車の正常な運行をはばまれ，または運行の安全を確保し難いと認めるとき。
- (5) 天災地変その他不可抗力の原因により，自動車の運行の安全を確保し難いと認めるとき。

(情報の伝達)

第3条 異常事態が発生したとき，またはそのおそれがあるときは，市バス運輸サービス課は，運行区域の異常の状況について情報を収集し，速やかに各運行管理者に伝達しなければならない。

2 運行管理者は，運行区域内において異常事態が発生したときは，速やかに市バス運輸サービス課へ通報しなければならない。

(運行管理者のとるべき措置)

第4条 運行管理者は、運行区域の異常の状況に応じ、つぎの各号にかかげる事項について、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 自動車の出庫前に異常事態に関する通知をうけ、または予知した場合は、その状況に応じ、乗務職に運行上の指示を行なうこと。
- (2) 運行中異常事態が発生した場合、乗務職のとるべき具体的な防護措置および運行上の諸注意事項についてあらかじめ指示すること。
- (3) 自動車の出庫後、その運行区域において異常事態が発生した場合は、各操車係員に前項に準じて必要な処置をとるよう指示すること。この場合において、操車係員の配置されていない路線については、必要に応じ乗務職に直接伝達する措置を講ずること。

第5条 運行管理者は、運行の安全を確保するため、別表に掲げる基準にもとづき運行を中止し、または乗務職に運行を中止するようあらかじめ指示しなければならない。

- 2 前項により運行を中止したときは、直ちに安全待避の方法および場所その他乗務職が旅客の安全確保のためにとるべき処置について、指示しなければならない。この場合において、状況に応じ避難場所もしくは危険箇所等へ係員を派遣し、または救出応援等の処置を講じなければならない。

(貸切自動車運行管理者のとるべき措置)

第6条 貸切自動車運行管理者は、当該自動車の運行区域の異常の有無について注意し、異常事態の発生するおそれがある場合または発生した場合においてとるべき処置について、第5条の規定に準じあらかじめ乗務職に指示しなければならない。

- 2 前項の場合において、運行管理者は、当該自動車の運行状況を把握し、または必要な措置を講ずるため、乗務職との連絡の方法について、あらかじめ指示しなければならない。

(乗務職の処置)

第7条 乗務職は、異常事態に関して発した運行管理者の指示にしたがうとともに、自らも異常の状況に充分注意し、かつ、条件が悪化した場合には、運行の安全を確保するため、必要な処置をとらなければならない。

- 2 状況の悪化にともない、引き続き運行することが危険であると判断したときは、一時運行を中止し、または安全な場所に待避のうえ、運行管理者に連絡し、その指示をうけなければならない。ただし、出庫前にあらかじめ指示をうけたときは、その指示にしたがうものとする。

- 3 予知し得ない事態が発生し、または不可抗力の原因により運行不能となり、または危険

であると判断したときは、速やかに運行を中止し、安全な場所に待避のうえ運行管理者に連絡し、その指示にしたがうものとする。

4 前項および貸切自動車の運行時にあつて、前項の定めにより難しいときは、安全確保の処置をとつたのち、速やかに最寄りの警察署、消防署等への連絡をとり、その指示にしたがうものとする。

5 乗務職が自ら連絡をとり難い場所にあつては、後続車または対向車の乗員もしくは通行人に通報を依頼する等、臨機の処置をとらなければならない。

6 前2項による処置をとつた場合は、事後速やかに運行管理者に報告しなければならない。
(施行の細目)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、自動車部長の承認を得て運行管理者が定める。

附 則

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 この要綱の施行にともない、昭和44年11月28日付「異常気象時における自動車運行の安全に関する措置要綱」は廃止する。

附 則（平成13年3月30日）抄

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日）

この要綱等は、平成20年4月1日から施行する。

別表

運行の安全に関する措置基準

1 強風するとき

(1) 強風時（おおむね毎秒10メートル以上）には、飛散物等に充分注意し、運行すること。

(2) 風速が毎秒15メートルに達したと認めるときは、特に注意し、必要により徐行運転をすること。

(3) 風速が毎秒20メートルに達したと認めるときは、一時運行を中止し、道路の側端または安全な場所へ待避すること。

| 風力表 | | |
|-----|-------|----|
| 風力 | 物体の状態 | 風速 |

| | | |
|----|---------------------------------|--------------------|
| 5 | 葉のある灌木がゆれはじめる。池や沼の水面に波頭がたつ。 | m/秒 m/秒 7.5～9.8 |
| 6 | 木の枝が動く。電線が鳴る。傘はさしにくい。 | 9.9～12.4 |
| 7 | 樹木全体がゆれる。風に向つて歩行困難となる。 | 12.5～15.2 |
| 8 | 小枝が折れる。風に向つて歩けない。 | 15.3～18.2 |
| 9 | 人家に損害が起りはじめる。樋がとれ、煙突がたおれる。瓦がとぶ。 | 18.3～21.5 |
| 10 | 樹木が根こそぎになる。人家に大損害が起る。 | 21.6～25.1 |
| 11 | 広い範囲の破壊をともなう。 | 25.2～29.0 |
| 12 | 被害はいよいよ大きくなる。 | 29.1以上 |

2 豪雨のとき

- (1) 河川の増水により、橋梁が警戒水位に達したと判断されるときは、注意運転を行ない、危険水位に達したときは、直ちに運行を中止すること。この場合において、「警戒水位」とは木橋の場合、おおむね桁下1～2メートルの水位をいい、「危険水位」とは警戒水位以上の水位をいう。
- (2) 路肩崩壊の有無に注意し、異常を認めた場合は直ちに下車し、安全を確認したときは、徐行運転すること。道路幅員が3.5メートル以下の道路にあつては、安全を確認したときでも乗客は下車させ、最徐行し、通過すること(ツーマンカーにあつては、車掌の誘導により通過すること)。
- (3) 路上の浸水時にあつては、水位、路肩の状態、浸水した道路の長さ等により運行の可否について判断し、おおむね路面上25センチメートルの浸水に達したと認められるときは、直ちに運行を中止すること。

3 濃霧のとき

- (1) 濃霧が発生したときは、霧灯を点灯すること。
- (2) 視界が30メートル以内になつたときは、注意運転すること。
- (3) 視界が10メートル以内になつたときは、最徐行し、状況により一時運行を中止して安全な場所に待避させること。

4 積雪または路面凍結のとき

道路の状況により、タイヤチェーンを装着するものとするが、場合によつては、運行を中止すること。

5 道路に障害があるとき

路面が破壊し、または落石、倒木、落下物等路上の障害物により進路をさまたげられ、または運行不能の状態となつたときは、運行を中止し、場合によつては安全な場所に待避すること。

6 暴力等により運行をさまたげられたとき

- (1) 集団で進路を妨害し、または道路上の築造物等のため運行不能となつたときは、一時運行を中止し、安全な場所に待避すること。
- (2) 暴力または暴力に類似する行為をもつて運行をはばまれ、または運行の安全を確保し難いと判断したときは、状況により一時運行を中止し、または安全な場所へ待避する等臨機の措置を講ずること。
- (3) 銃砲、火薬等を使用し、または使用する目的をもつて運行をはばまれたときは、速やかに運行を中止し、安全な場所へ待避すること。

7 天災地変等により運行不能となつたとき

天災地変、その他予知し得ない不可抗力により運行不能となつたときは、速やかに運行を中止し、または安全な場所に待避する等臨機の措置を講ずること。